

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程

社会福祉法人茅野市社会福祉協議会公益通報者保護に関する規程(令和2年4月1日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会正規職員就業規則(以下「正規職員就業規則」という。)第63条、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会嘱託職員就業規則(以下「嘱託職員就業規則」という。)第65条、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会日給職員就業規則(以下「日給職員就業規則」という。)第65条及び社会福祉法人茅野市社会福祉協議会時給職員就業規則(以下「時給職員就業規則」という。)第65条の規定により、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)における公益通報及び相談への適切な対応に関し必要な事項を定めることにより、不正行為等の早期発見及び是正を図り、もって法令遵守の推進及び健全な組織運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)不正行為等 法令、定款、諸規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為その他本会の運営上不適切な行為をいう。
- (2)通報 不正行為等について通報窓口へ申告することをいう。
- (3)相談 不正行為等に該当するか否かの確認その他通報に関する相談を行うことをいう。
- (4)被通報者 通報された不正行為等に関与しているとして通報された者をいう。

(窓口)

第3条 本会は、通報を受け付ける窓口(以下「通報窓口」という。)及び相談を受け付ける窓口(以下「相談窓口」という。)を総務・企画係に設置する。

- 2 通報窓口及び相談窓口の担当者が被通報者である場合その他当該案件について利害関係を有する場合は、その対応に関与してはならない。
- 3 前項の場合においては、会長が別に担当者を指名するものとする。
- 4 通報窓口及び相談窓口の担当者並びに通報又は相談に係る調査、是正措置その他公益通報への対応に従事する者は、公益通報者保護法に定める公益通報対応業務従事者として指定するものとする。

(通報及び相談の方法)

第4条 通報窓口及び相談窓口の利用方法は、面談、書面、電話、電子メール又はファクシミリによるものとする。

- 2 通報及び相談は実名によるものを原則とする。ただし、匿名による通報又は相談であっても、その内容が具体的かつ信頼できると認められる場合は、この規程に準じて取り扱うことができる。

(通報者等)

第5条 この規程による通報窓口及び相談窓口の利用者(以下「通報者等」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1)本会の役員
- (2)本会の職員
- (3)本会において実習、研修又はインターンシップに従事する者
- (4)本会の事業活動に従事するボランティア
- (5)本会と請負契約、委任契約その他の契約を締結している事業者の役員及び従業員であって、本会の業務に従事する者

(6)前各号に掲げる者であった者のうち、その資格を失った日から1年以内の者

(7)その他会長が適当と認める者

2 本会は、前項各号に掲げる者からの通報又は相談について、この規程に基づき適切に対応するものとする。

3 本会は、第1項各号に掲げる者が通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないように必要な措置を講ずるものとする。

(受付及び受理)

第6条 通報窓口は、通報を受けたときは、その内容を確認し、必要に応じて通報者から事情を聴取するものとする。

2 通報窓口は、通報を受理したときは、通報者にその旨を通知するものとする。ただし、匿名による通報の場合はこの限りでない。

(調査)

第7条 通報された事項に関する事実関係の調査は、事務局長が行う。

2 事務局長は、必要に応じて関係職員等による調査チームを設置することができる。

3 事務局長が被通報者である場合その他公正な調査を行うことが困難である場合は、会長が別に調査責任者を指名するものとする。

4 調査に当たっては、通報者及び被通報者その他関係者の名誉、プライバシー及び個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

(協力義務)

第8条 役員及び職員は、調査に必要な協力を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(是正措置等)

第9条 本会は、調査の結果、不正行為等が認められた場合には、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 本会は、是正措置及び再発防止措置の実施状況を確認し、その実効性の確保に努めるものとする。

(懲戒等)

第10条 調査の結果、不正行為等が認められた場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、正規職員就業規則、嘱託職員就業規則、日給職員就業規則又は時給職員就業規則その他関係規程に基づき、懲戒その他必要な措置を講ずることができる。

(通報者等の保護)

第11条 本会は、通報者等が通報又は相談を行ったことを理由として、解雇、降格、減給その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 本会は、通報者等が通報又は相談を行ったことを理由として、その職場環境が害されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 本会は、通報者等に対する不利益な取扱い、嫌がらせその他の報復行為を行った者に対し、関係規程等に基づき必要な措置を講ずることができる。

(通報者の探索の禁止)

第12条 本会の役員及び職員は、正当な理由なく、通報者を特定しようとする行為(以下「通報者探索」という。)を行ってはならない。

2 本会は、通報者探索が行われることのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 本会は、通報者探索を行った者に対し、関係規程等に基づき必要な措置を講ずることができる。

(報復行為の禁止)

第 13 条 本会の役員及び職員は、通報者等に対し、通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱い、嫌がらせ、差別的取扱いその他の報復行為を行ってはならない。

2 本会は、報復行為を行った者に対し、関係規程等に基づき必要な措置を講ずることができる。

(秘密保持及び個人情報保護)

第 14 条 本会並びに通報、相談及び調査に関与した役員及び職員は、職務上知り得た秘密及び個人情報等を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第3条第4項に規定する公益通報対応業務従事者は、通報者を特定させる事項その他職務上知り得た情報について、正当な理由なく漏らしてはならない。

3 本会は、正当な理由がある場合を除き、通報者を特定させる情報を開示してはならない。

(調査結果等の通知)

第 15 条 本会は、通報者に対し、調査の結果及び是正措置等の概要について、被通報者その他関係者の個人情報保護に配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

(不正目的の通報)

第 16 条 通報者等は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的をもって通報又は相談を行ってはならない。

2 本会は、前項に違反した者に対し、関係規程等に基づき必要な措置を講ずることができる。

(通報又は相談を受けた者の責務)

第 17 条 通報又は相談を受けた役員及び職員は、その内容を放置することなく、速やかに通報窓口又は相談窓口へ連絡するとともに、この規程の趣旨に従い誠実に対応しなければならない。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則(令和8年6月 12 日全部改正)

(施行期日)

1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に受け付けた公益通報又は相談については、この規程に基づき受け付けたものとみなし、引き続きこの規程の例により処理するものとする。